

令和5年12月第9回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 令和5年12月22日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣	10番 脇 本 健 樹
11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一	

4. 欠席議員

7番 澤 山 保太郎

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議事班主任 村 田 茉莉
議事班主事補 吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 福 留 裕 治
財産管理課長 戎 井 健	税 務 課 長 西 村 城 人
市民課長 濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長 辻 さおり
保健介護課長 正 木 亜 弥	人権啓発課長 田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建設土木課長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	防災対策課長 西 岡 佳 久
健康医療政策課長 松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長 上 松 富士樹
福祉事務所長 森 岡 光	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長 山 本 康 二	生涯学習課長 和 田 美紗子
水道局長 中 屋 秀 志	消 防 長 多 田 周 平
監査委員事務局長 江 口 祐 介	

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について

議案第2号 室戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

- 議案第 3 号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
 議案第 4 号 室戸市学校用地候補地選定委員会設置条例の制定について
 議案第10号 令和 5 年度室戸市一般会計補正予算（第 8 号）について
 （総務文教委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第 5 号 室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 議案第 6 号 室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 議案第 7 号 室戸市国民健康保険税条例の一部改正について
 議案第 8 号 室戸市保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について
 議案第 9 号 室戸市水道給水条例の一部改正について
 議案第11号 令和 5 年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第12号 令和 5 年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 議案第13号 令和 5 年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第14号 令和 5 年度室戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 議案第15号 室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場における指定管理者の指定について
 議案第16号 室戸市手数料徴収条例の一部改正について
 （産業厚生委員会委員長報告）
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 4 年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
 （令和 5 年 9 月定例会付託分）
 （総務文教委員会委員長報告）
- 日程第 4 認定第 2 号 令和 4 年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 （令和 5 年 9 月定例会付託分）
 認定第 3 号 令和 4 年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 （令和 5 年 9 月定例会付託分）
 認定第 4 号 令和 4 年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 （令和 5 年 9 月定例会付託分）
 認定第 5 号 令和 4 年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

(令和5年9月定例会付託分)

認定第6号 令和4年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(令和5年9月定例会付託分)

認定第7号 令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(令和5年9月定例会付託分)

認定第8号 令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定について

(令和5年9月定例会付託分)

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第5 議案第17号 名誉市民の選定について(追加議案)

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中、欠席届1名、現在11名の出席でございます。

欠席議員は、澤山議員、通院のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

先日、議長から追加議案の取扱いについて諮問があり、本日午前9時半から議会運営委員会を開会し、協議を行いましたので、御報告いたします。

市長から追加提案されました議案第17号名誉市民の選定につきましては、本日委員会付託を省略の上、審議を行うことに決しました。議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、議案第1号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてから議案第10号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第8号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案に関し、総務文教委員会委員長の報告を求めます。竹中真智子総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中真智子君） おはようございます。

総務文教委員会委員長報告をいたします。

ただいま議題となっております議案第1号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてから議案第10号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第8号）についてまで、以上5件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。委員会といたしましては、12月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては、次のとおりであります。

まず、議案第1号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてで

あります。

執行部の説明の後、委員から、条例改正となった経緯について質疑があり、執行部から、以前より地域の活動で利用ができないかとの意見が議員などから寄せられていたこともあり、今回改正を行ったと答弁がありました。

次に、施設開放時の使用可能範囲などは定められているのかと質疑があり、執行部から、施設内に明確に利用可能な範囲を示していないが、基本的には30畳程度の広間を会議などで利用いただきたいと考えている。車庫には消防車両もあるため、貸出しの際には注意事項も添えたいと考えたと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、委員の報酬等の額について今回の金額に定めた根拠は何かと質疑があり、執行部から、地方自治法第203条の2第5号に報酬額は条例で定めるとされている。報酬額については、令和3年度に設置した庁舎整備検討委員会の金額を参考にしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、人事院勧告の趣旨は民間給与との調整とあるが、高知県や室戸市の民間給与はどうなっているのかと質疑があり、執行部から、人事院は全国の民間事業所から無作為に抽出した事業所を対象に調査を行っている。室戸市においては、人事委員会がないため独自調査が行えていないので、国の人事院勧告に準ずることとしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市学校用地候補地選定委員会設置条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、学校の統廃合や用地について基本的に市長が計画立案から予算の執行まで行うとされている。教育委員会が業務を進めているのはなぜかと質疑があり、執行部から、地方教育行政法上、中学校の統廃合等についての最終決定権者は市長である。この件については現在教育委員会で議論を重ねており、それを踏まえて令和6年1月に市長部局との会を開催し、そこで市の方向性を決めていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

まず、最初に総務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入10款1項1目1節普通交付税について、市が算定した基

準額どおりに交付されているのかと質疑があり、執行部から、基準財政需要額と収入額の差額については国は交付しなければならないとなっており、市が算定した額を交付いただいていると答弁がありました。

次に、消防本部関係であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項4目14節消防施設解体工事費について、屯所を解体しなければならない理由は何かと質疑があり、執行部から、昭和49年に建築された施設の老朽化が進行し危険性があるため、解体を行うと答弁がありました。

次に、委員から、8款1項1目18節消防防災ヘリ市町村負担金についての質疑があり、執行部から、県の防災ヘリは2機体制で、基地は南国市の空港にある。県内の各消防本部から消防隊員が派遣され災害の対応に当たっていると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項5目17節陶芸教室用陶芸釜購入費について、釜の規格などは利用者の希望する陶芸釜が購入できているのかと質疑があり、執行部から、現行のものと同等の容量や機能の釜を購入する予定であると答弁がありました。

次に、まちづくり推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項8目22節空き家対策総合支援事業費国庫補助金返還金（過年度分）について、国庫補助金の割合はどのくらいになるのかと質疑があり、執行部から、国2分の1、市2分の1であると答弁がありました。

次に、こども子育て支援課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項2目12節私立保育所措置費について、各園の園児数と職員数についての質疑があり、執行部から、11月現在、菜生保育園が園児13名、職員5名、むろと保育園が園児76名、職員20名、元保育所が園児33名、職員10名、吉良川第一保育所が園児38名、職員10名であると答弁がありました。

次に、福祉事務所関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款1項1目18節価格高騰重点支援給付金について、以前行った給付金と抽出する対象者が同じであればシステム改修を行わず、現行のシステムを利用して2月よりも前に支給することができるのではないかと質疑があり、執行部から、給付金支給対象者の抽出条件が前回と違っているため、今回も改修は行わなければならない。支給時期については、市の基幹業務システムの改修に伴う移行期間が終了する1月15日以降となることから、早くても2月の支給となると答弁がありました。

次に、市民課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項4目18節飼い主のいない猫不妊手術推進事業等補助金について、1匹ずつ捕まえて手術を行った後に放しているのかと質疑があり、執行部から、ボランティア団体が地域猫の生息している地域で一定期間餌づけをして懐かせてからケージへ

入れて、動物病院で避妊手術などを行い、その後また元の場所へ戻していると聞いていると答弁がありました。

次に、人権啓発課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款1項6目14節市民館駐車場フェンス撤去工事費について、国道側から進入できるようにするのかと質疑があり、執行部から、現在の出入り部を広げて車の出入りを行いやすくするものであると答弁がありました。

次に、建設土木課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款3項3目10節修繕料について、どこの漁港の修繕料であるのかと質疑があり、執行部から、傍土漁港と吉良川漁港の照明灯の修繕料であると答弁がありました。

次に、5款3項3目18節県管理漁港整備県営事業負担金について、どこの漁港で実施するのかと質疑があり、執行部から、室戸岬漁港の消波工の工事に係るものであると答弁がありました。

次に、生涯学習課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、7款4項2目10節修繕料について、相撲場をどのように修繕するのかと質疑があり、執行部から、相撲場の炊事場及び浴室のプロパンガス調整器の修繕を行うものであると答弁がありました。

次に、学校教育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款2項1目14節特別教室等エアコン設置工事費について、元小学校は令和7年に閉校すると聞く。本事業は行うのかと質疑があり、執行部から、元小学校は令和7年度に室戸小学校へ統合することになっており、令和6年度に転校する児童が多数いると聞いている。今後、児童数の状況も見ながら学校と協議検討していくと答弁がありました。

健康医療政策課関係、産業振興課関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてまで、以上11件を一括議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。河本産業厚生委員会委員長。

(産業厚生委員会委員長報告)

○産業厚生委員会委員長（河本竜二君） おはようございます。

産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてまで、以上11件につきましては、今期定例会におきまして当委員会に付託されたものでございます。委員会といたしましては、12月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては、次のとおりであります。

まず、議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、暴力団員等を暴力団員に改める、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるとする改正の理由はなにか。何か意味があつて変えたのかとの質疑があり、執行部から、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるは上位法の改正によるものであり、暴力団員等を暴力団員の改正については、室戸市暴力団排除条例に合わせたものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものとしました。

次に、議案第7号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、来年度からこども子育て支援課が今ある健康医療政策課へ移動するとなると、健康医療政策課はどこに移動するのかとの質疑があり、執行部から、保健福祉センターやすらぎ2階の第1会議室に健康医療政策課が移動すると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、基本料金が20%、超過分が10%の引上げを予定しているが、室戸市で標準世帯、標準使用量の家庭でどのくらい上がると試算しているのか、また他市町村で最近水道料を上げたところはあるのか、あればどこかと質疑があり、執行部から、室戸市の一般家庭では13ミリ口径が多く、標準世帯で20トンくらいまでである。20トン使用すると現行2,950円から3,388円になる。また、他市町村で最近上がったところは、安芸市が16.8%の引上げを令和5年4月より行っている。ほかにも新聞報道では、土佐清水市が12月定例会に基本料金を20%引き上げる議案を提出したとの記事があったとの答弁がありました。

また、委員から、黒字になった増収分の使途はと質疑があり、執行部から、増収分は剰余金として積み立てることとなるが、基本的には運営費用になると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、事業勘定について執行部の説明の後、委員から、一般職共済組合負担金8万円は何人分であるかとの質疑があり、執行部から、正職員4名分であると答弁がありました。

また、委員から、会計年度任用職員の報酬6万1,000円は何人分の報酬額であるのかとの質疑があり、執行部から、2名分であると答弁がありました。

次に、直診勘定について執行部の説明の後、委員から、給料と期末手当は職員何人分になるのかと質疑があり、執行部から、2名分であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

執行部の説明の後、委員から、介護保険システム改修委託料275万6,000円の改修について質疑があり、執行部から、介護報酬の改定が3年に1回あり、令和6年度が改定の年になっており、現在使用する基幹業務の改修を行うものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和5年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

執行部の説明の後、委員から、4万7,000円分の会計年度任用職員報酬は何人分になるのかとの質疑があり、執行部から、1名分で1月から3月までの期間の分になるとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和5年度室戸市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

執行部の説明の後、委員から、52万9,000円の給料及び期末勤勉手当は何人分になるのかと質疑があり、執行部から、正職員6名、会計年度任用職員が2名、合計8名分であると答弁が

ありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場における指定管理者の指定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、キャンプ場の年間利用数と収入はどのくらいになるのかとの質疑があり、執行部から、利用人数は令和4年度が406人、令和3年度が1,120人、令和2年度が723人、令和元年度が1,773人になる。利用収入は、令和4年度が59万4,000円、令和3年度が106万3,600円、令和2年度が81万6,200円、令和元年度が114万4,860円であると答弁がありました。

また、委員から、観光協会はこの収入をどのように使っているのかと質疑があり、執行部から、人件費と需用費に使用していると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、電子証明書提供用識別符号の発行を行うとなっているが、どのようなものであるのかと質疑があり、執行部から、オンライン上で行政手続をする際、利用可能な電子的な戸籍記録事項の証明書を使用するために必要となるものであると答弁がありました。

また、委員から、第3号と第6号の中で徴収しない場合があると記載されているが、どういふときに徴収しないのかと質疑があり、執行部から、符号と同時に紙ベースの証明書を持っていく場合もあるが、それを同時に交付取得した場合は、この符号の部分に関しての400円は徴収しないことになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、認定第1号令和4年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教委員会委員長の報告を求めます。竹中真智子総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中真智子君） 総務文教委員会委員長報告をいたします。

ただいま議題となっております認定第1号令和4年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、令和5年9月定例会において当委員会へ付託されたものであります。委員会といたしましては、10月31日、11月2日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果については、次のとおりであります。

令和4年度一般会計の決算概要につきましては、歳入総額161億359万7,828円、歳出総額156億1,595万9,245円で、歳入歳出差引額は4億8,763万8,583円であり、翌年度へ繰り越すべき財源2,543万3,000円を差し引いた実質収支は4億6,220万5,583円の黒字となっております。また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億565万9,963円の赤字となっており、この単年度収支に積立金3億3,110万9,000円を加えた実質単年度収支は2億2,544万9,037円の黒字となっております。一般会計の自主財源比率は、令和3年度の34.2%から32.9%に、令和4年度末の市債残高は142億7,244万5,985円となっております。

以下、各課に対する主な質疑応答など、審査経過及び結果について御報告いたします。

総務課関係では、農林水産や商工業に比べ総務運営費の歳出全体に占める割合が高い。あまりにも産業方面の予算が少な過ぎると思うがどうかとの質疑があり、執行部から、総務費のうち24億8,400万円はふるさと納税関連の経費である。ふるさと納税のお礼品は市内の農林水産業、商工関係者の品になっているため、農林水産、商工関係の方にとっても有益な予算になっていると考えていると答弁がありました。

選挙管理委員会関係では、2款3項2目参議院議員選挙費について、投票率が低かった原因についてどのように分析しているのかと質疑があり、執行部から、投票の機会は比較的提供できていると認識している。他市との取組内容に違いがないにもかかわらず、投票率が低いことについての原因追求までは至っていない。今後とも投票意識を高めるため、主権者教育などの啓発に取り組んでいくと答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、2款1項6目1節移住相談員報酬、集落支援員等報酬について、移住相談員と集落支援員のそれぞれの採用条件について、また報酬に違いがあるのかと質疑があり、執行部から、移住相談員については2名採用している。採用基準については、特段専門性は認めていないが、採用後に研修会への参加を求めている。報酬については、移住相談員、集落支援員等、同額で差はないと答弁がありました。

次に、2款1項6目18節太陽光発電システム設置費補助金について、実績は何件分で1件当たり幾ら補助しているのか、また補助金の周知はどのように行っているのかと質疑があり、執行部から、5件分を執行し、1件当たり最大14万円の補助を行った。周知は広報紙などで行っていると答弁がありました。

消防本部関係では、8款1項4目18節消火栓設置事業等負担金について、事業内容についてと支出先はどこかとの質疑があり、執行部から、水道局が消火栓の新設や修繕に係る年間計画

を作成し、その実績に応じて支払いを行っている」と答弁がありました。

保健介護課関係では、3款1項4目12節敬老会賄い委託料の委託先と委託内容についての質疑があり、執行部から、委託先は各地区のお世話人である。委託内容は、敬老会の会場準備や記念品の用意などを委託している。令和4年度はコロナ感染症拡大により直前での中止となったため、記念品の配布も行っていただいたと答弁がありました。

次に、3款1項4目12節高齢者生活支援事業委託料の委託先と委託内容についての質疑があり、執行部から、委託先は商工会である。委託内容は、高齢者で買物に行きづらい方に配達を行っていただく事業であるとの答弁がありました。

観光ジオパーク推進課関係では、4款1項3目12節ドルフィンセンター指定管理料について、コロナ禍で来館者数等に変動があったと思うが、令和2年度から指定管理料が変わっていないのはなぜかと質疑があり、執行部から、来館者数についてはコロナ後の回復が想定より悪く経営はかなり悪いと聞いているが、基本協定締結の際に指定管理料を段階的に減額する話をしており、令和5年度については協議の上、350万円にさせていただいたと答弁がありました。

次に、6款1項3目12節深層水公園清掃・防風林管理他委託料の事業内容についての質疑があり、執行部から、シレストと旧ウトコホテル、それとその間にある深層水公園エリアが含まれたディープシーワールド区域内の草刈り、防風林の剪定、海岸清掃であると答弁がありました。

財産管理課関係では、歳入13款1項6目4節住宅使用料について、令和2年度から4年度にかけて現年度分と滞納分の徴収率と令和4年度の不納欠損の理由についての質疑があり、執行部からは、収納率は令和2年度現年度分93.29%、滞納分6.77%、令和3年度現年度分94.41%、滞納分7.85%、令和4年度現年度分94.89%、滞納分5.7%である。令和4年度の不納欠損の理由としては、生活保護受給、自己破産、死亡、行方不明などによるものであると答弁がありました。

税務課関係では、歳入1款1項2目法人税について、約2,100万円の減額補正を行っているが、不景気や撤退により企業の収入が落ちているということかと質疑があり、執行部からは、近年は7,000万円から8,000万円の市税が入ってきていたが、コロナの影響で減少したと考えると答弁がありました。

次に、歳入1款2項固定資産税について、不納欠損の理由と対策についての質疑があり、執行部から、不納欠損額の内訳として執行停止が約190万円、即時消滅が約40万円、時効が約70万円である。資産調査を行い、資産がある場合は差押え等を行っている」と答弁がありました。

防災対策課関係では、2款1項13目18節地域防災対策総合補助金について、補助金を交付した件数と限度額について質疑があり、執行部から、交付件数は29件である。補助金の上限は、

自主防災組織の世帯数で決めている。30世帯未満が30万円、30から49世帯が50万円、50から99世帯が70万円、100から149世帯が100万円となっていると答弁がありました。

また、補助金を活用して主にどんなものが購入されているのか、毛布などは購入できるのかと質疑があり、執行部から、自主防災組織が防災倉庫に備蓄する主なものは防災資機材である。毛布や布団などは補助金の対象外になると答弁がありました。

市民課関係では、4款2項2目12節一般廃棄物取扱委託業務委託料の金額の根拠について質疑があり、執行部から、人件費は国土交通省労務単価を積算根拠に算出し、その他に燃料費や消耗品等を合算して計上したと答弁がありました。

監査委員事務局関係では、2款6項1目1節監査委員出務報酬について、出務日はどのように決めているのかと質疑があり、執行部から、監査委員と事前協議して作成した計画表に基づき出務いただいていると答弁がありました。

福祉事務所関係では、3款3項2目19節扶助費について、対象となる世帯数と人数は何人かと質疑があり、執行部から、直近で489世帯、約620人であると答弁がありました。

次に、3款2項3目生活保護費について、財源について4分の3が国庫補助、4分の1が市の負担とのことだが、市の負担分が地方交付税交付金の譲与額の算定に含まれるのであれば、結局は全額国が負担していると考えてもよいのかと質疑があり、執行部から、一応計算上はそうだと答弁がありました。

人権啓発課関係では、3款1項6目1節市民館運営審議会委員報酬について、審議会の委員数、開催回数について質疑があり、執行部から、委員数は10名以上で年1回の開催であると答弁がありました。また、金額が少額だと思うが、その理由について聞くと質疑があり、執行部から、委員は一般の方のほか学校の先生や児童館の館長などの市職員もおり、報酬の対象にならない方がいるためであると答弁がありました。

こども子育て支援課では、3款2項1目19節児童手当について、対象人数と令和5年度からの国の動向について質疑があり、執行部から、支給延べ人数は8,643人である。政府においては、令和6年10月分から児童手当の拡充を実施するとしており、市としては対応できるよう準備を進めていかなければならないと考えていると答弁がありました。

産業振興課、農業委員会関係では、5款1項3目7節報償費について、シカ個体数調整事業報償費と有害鳥獣駆除報償費、それぞれの事業内容についての質疑があり、執行部から、シカ個体数事業は鹿が対象で11月15日から翌年3月31日において鹿を駆除した際に1頭当たり8,000円の報償費を支払う。有害鳥獣事業は、鹿、イノシシ、猿、カラスなどが対象である。鹿、イノシシについては、4月1日から11月14日まで、猿は年間を通して駆除した際、鹿は市費、県費合わせて1万5,000円、イノシシは県費のみ7,000円、猿は市費、県費とも合わせて2万8,000円の報償費を支払うと答弁がありました。

次に、5款2項2目18節特用林産業新規就業者研修支援事業費補助金について、事業内容と

交付件数について質疑があり、執行部から、研修活動の経費に対する補助で、昨年度は継続1件、新規1件の計2件であり、研修生及び受入れ製炭者それぞれに対して支援を行ったと答弁がありました。

建設土木課関係では、10款2項2目14節工事請負費について、不用額となったのはどこのことかと質疑があり、執行部から、災害復旧費については災害が発生した場合に早急に対応する必要があるため予算計上しておいたが、令和4年度は公共土木施設の災害がなく不用額になったと答弁がありました。

生涯学習課関係では、9款5項2目18節スポーツ合宿支援補助金について、補助金の対象団体はどこか、また韓国の野球チームは対象になるのかと質疑があり、執行部からは、室戸市内の宿泊施設を利用する際の補助金である。主に、県外、関西方面の高校や大学野球のほうであり、現在韓国の野球チームは対象ではないと答弁がありました。

学校教育課関係では、9款2項1目1節校医等報酬について、現在どこの医師が実施をしているのかと質疑があり、執行部から、岬診療所などに勤めている医師であると答弁がありました。

次に、9款3項1目13節学校用地借上料について、どこの土地の借り上げ料かと質疑があり、執行部から、佐喜浜中学校と吉良川中学校の施設と運動場部分の借り上げ料であると答弁がありました。

会計課については、別段の質疑はありませんでしたので、省略いたします。

また、反対討論があり、非常によい部分もあるが、産業に対する予算配分が基本的に乏しい。農林水産、商工合わせて10億円程度、全体予算の6%ほどしかない。せめて20億円ぐらいの産業対策を行わないと人口減少は止まらない。構造的な欠陥があるため賛成できないとの意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） ただいまの委員長報告に対し、質疑がある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第4、認定第2号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。河本産業厚生委員会委員長。

(産業厚生委員会委員長報告)

○産業厚生委員会委員長（河本竜二君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第2号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件につきましては、令和5年9月定例会において当委員会へ付託をされたものであります。委員会といたしまして、10月5日に委員会を開き、執行部の出席を求め審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては、次のとおりであります。

初めに、認定第2号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての事業勘定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに23億8,102万3,747円であります。

執行部の説明の後、委員から、国保税の滞納繰越分徴収率について、マイナス15.2ポイントとなっているがどうしてかと質疑があり、執行部から、令和4年度の滞納繰越分の徴収率が前年度より低下している。率の計算をするに当たっての滞納繰越額が年々減少しているため、徴収率にも影響していると答弁がありました。

また、一般被保険者療養給付金と一般被保険者高額療養費とで2億3,000万円くらいの不用額があり、この2つだけで歳入歳出の10%くらいになる。健康増進で療養費減につながっている感覚はあるかと質疑があり、保健介護課と連携した健康増進への取組の中で生活習慣病予備群への保健指導の実施等を行っている。また、情報共有を図りながら受診勧奨等にも取り組んでおり、一定そういう効果の表れが医療費の減につながっていると感じていると答弁がありました。

次に、直診勘定であります。本決算は歳入総額5,821万2,955円に対し、歳出総額5,778万3,955円であり、歳入歳出差引き額は42万9,000円、翌年度への繰り越すべき財源であります。

執行部の説明の後、委員から、医薬材料費248万7,212円の不用額が出ているのはなぜかと質疑があり、執行部から、医薬品については予算が不足すると購入ができなくなるため、ある程度余裕を持った予算取りをしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和4年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに528万9,400円であります。

執行部の説明の後、委員から、特段質疑もなく、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和4年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入総額22億296万913円に対し、歳出総額21億2,088万9,672円であり、翌年度繰越額は8,207万1,241円であります。

執行部の説明の後、委員から、予算は余裕を見込んで組んだため不用額が出たのかと質疑があり、執行部から、介護保険事業計画に基づいて人口の推計やサービスの見込料を算出し、多少の余裕を持って予算立てしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに4,191万8,830円であります。

執行部の説明の後、委員から、社会情勢で給水減少の部分が顕著に見え、PRが市外企業等にとって大事になってくる。どのような取組を行っていくのかとの質疑があり、執行部から、議員御指摘のとおり、深層水のPRが不足している。市としても、企業等と連携して今後深層水のPR、販売拡大に向けた取組を行っていききたいと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和4年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに76万3,875円であります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入総額2億9,685万6,272円に対し、歳出総額2億8,571万2,503円であり、翌年度繰越額は1,114万3,769円であります。

執行部の説明の後、委員から、被保険者数が昨年度と比べ5%増えているが、将来被保険者数がピークに達するのはいつ頃を想定しているかと質疑があり、執行部から、今現在数値として押さえ切れていないが、団塊の世代が後期高齢者に移る75歳のタイミングと考えると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定についてであります。

令和4年度の給水人口1万1,118人、給水栓数7,230栓、年間総有収水量141万3,604立方メートルで、前年度比で給水人口264人減、給水栓数は117栓減、年間総有収水量は7万2,741立方メートルの減であります。布設整備について主なものとして、浮津・室津配水管布設替工事、市道室戸農協線配水管布設替工事、市道岬津呂線配水管布設替工事などを施工しております。

経営状況であります。収益的収支の状況は収入2億6,447万970円に対し、支出は2億

4,066万6,251円で、当年度の未処分利益剰余金は2億7,507万961円であります。

執行部の説明の後、委員から、収益的収入及び支出が減ってきている中で、資本的収入及び支出が増えてきているのはなぜかと質疑があり、執行部から、資本的収入の企業債、建設改良費に充当する企業債が増えているのが主な原因。支出についても、建設改良費が伸びているため増となっていると答弁がありました。

また、営業収益が減ってきている中で企業債が増えてきている。今後ますます人口の減少が進む中、収益も減ってくるが、今後どのように取り組んでいくのかと質疑があり、企業債の償還額以上に借入れをしないようにし、企業債残高を減らすよう努めると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時20分まで休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてから日程第4、認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上24件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第4、認定第8号まで、以上24件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市学校用地候補地選定委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和5年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和5年度室戸市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号室戸市手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、認定第1号令和4年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第4、認定第2号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第2号は認定をされました。

次に、認定第3号令和4年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第3号は認定をされました。

次に、認定第4号令和4年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第4号は認定をされました。

次に、認定第5号令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第5号は認定をされました。

次に、認定第6号令和4年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第6号は認定をされました。

次に、認定第7号令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第7号は認定をされました。

次に、認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、認定第8号は認定をされました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第5、議案第17号名誉市民の選定についてを議題といたします。

本案は、昨日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 追加議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号名誉市民の選定について。

本案は、室戸市名誉市民に長岡末弘氏を選定したいので、室戸市名誉市民条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしました。詳細につきましては総務課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 次に、執行部からの補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前11時31分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関して質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は日程第5、議案第17号名誉市民の選定についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第5、議案第17号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第17号名誉市民の選定についてを採決いたします。

本案は、委員会付託を省略したものであります。

長岡末弘氏を室戸市名誉市民に選定することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、長岡末弘氏を室戸市名誉市民に選定することは同意をされました。

お諮りいたします。

本日、議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和5年12月第9回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時38分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員